答 申 第 1 1 2 号 令和 2 年 8 月 25 日

兵庫県人事委員会 委員長 松 田 直 人 様

> 情報公開·個人情報保護審議会 会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について (答申)

令和2年3月31日付け諮問1号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の ことについて、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県職員採用試験の教養試験問題、専門試験問題及び論文試験問題

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県人事委員会(以下「実施機関」という。)が、非公開とした決定を変更し、部分公開とした決定において、なお非公開とすべきとしている部分は、非公開とすることが妥当である。

第2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

令和元年 12 月 18 日、審査請求人は、情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求(以下「本件公開請求」という。)した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、令和元年度に実施した 兵庫県職員採用試験(行政A(大卒程度)・一般事務職)の教養試験問題、 専門試験問題及び論文試験問題(以下「本件対象公文書」という。)を特定 した。

3 実施機関の決定

令和元年 12 月 20 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開 決定処分(以下「原処分」という。)を行った。

4 審査請求

令和2年1月9日、審査請求人は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第2条の規定により、原処分を不服として、実施機関に対して審査 請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

5 実施機関の変更決定

令和2年3月25日、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、原処分を変更 し、公文書部分公開決定処分(以下「変更処分」という。)を行った。

6 諮問

令和2年3月31日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・

個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対して、本件審査請求にについて諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨 原処分を取り消し、全公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求 の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

公立学校教員採用試験の場合は、公開されている。

また、人事院による国家公務員採用試験では、問題の持ち帰りを認めており、解答もホームページで公開している。

(2) 意見書

公益財団法人日本人事試験研究センター(以下「センター」という。)の権利的観点から、筆答試験の非公開の妥当性を主張しているが、経費のことのみを優先し、公平さ、公正さ、そして透明性を軽んじているようにしか見えない。

さらには、センターとの間に、利権支配、癒着、馴れ合い、しがらみ、 そして、情実採用が可能になる可能性も否定できない。実際、弁明書の 中にも明記されているように、東京都人事委員会、大阪市人事委員会及 び特別区人事委員会では、職員採用試験のための問題作成をその自治体 でなされているようである。このことは、問題用紙の持ち帰り等を認め ることにより、公正さ、透明性を確保していることを証明している。

さらに、人事院による国家公務員採用試験に関しては、筆答問題の持ち帰り、模範解答の公開、合格基準点の公開等を担保することによって、公平、公正、中立性、厳正、そして、透明性を確保することに成功している。

各自治体の採用試験は、国の動向を踏まえた上で、実施内容を決定するものと聞いている。よって、全ての筆答問題並びに模範解答を全面公開することは、妥当であると確信する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている変更処

分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件公開請求に対する非公開決定の変更

実施機関は、本件審査請求を踏まえて再検討した結果、条例第7条による部分公開が可能であると判断し、センターから提供を受けた試験問題以外の問題を公開する変更処分を行った。

なお、センターから提供を受けた試験問題を公開することは、センター の正当な利益を害するおそれがあるため、非公開理由に条例第6条第2号 を追加した。

2 本件対象公文書

本件対象公文書は、令和元年度に実施した兵庫県職員採用試験(行政A(大卒程度)・一般事務職)の教養試験問題、専門試験問題及び論文試験問題である。教養試験問題は55問出題の択一式、専門試験問題は65問出題の択一式、論文試験問題は1問を出題している。

このうち、実施機関は、教養試験問題の一部(4問)と論文試験問題は独自で作成しているが、他の問題はセンターから提供を受けた試験問題を 出題している。

- 3 センターから提供を受けた試験問題を非公開とする理由
 - (1) 条例第6条第6号該当性

ア センターからの試験問題提供の経緯

センターは、人事試験に関する調査研究を総合的に行い、その成果を普及し、もって人材の適正な選抜、配置等の促進を図り、我が国における人材の活用に寄与することを目的として、昭和 50 年に設立された公益財団法人である。

センターは、研究開発事業の一環として、職員採用試験のための試験問題及び正答を作成し、道府県及び政令指定都市に提供している。

実施機関は、職員採用試験の試験問題及び正答の作成に係る人員、 労力、費用等を総合的に勘案し、職員採用試験の公正かつ円滑な実施 のためには、センターから提供を受けることが適当であると判断し、 昭和 50 年度から、職員採用試験のための試験問題及び正答の提供を 受けている。

なお、人事委員会は、68 の地方公共団体(47 都道府県及び 20 政令 指定都市並びに和歌山市)及び1の一部事務組合(特別区人事・厚生 事務組合)に設置されているが、東京都人事委員会、大阪市人事委員 会及び特別区人事委員会を除くすべての人事委員会が、センターから 職員採用試験のための試験問題及び正答の提供を受けている。

イ 公開による今後の試験への影響

センターは、2019 年度における職員採用試験の試験問題及び正答を提供するにあたり、提供を受けた団体の責務として「提供を受けた試験問題等は、試験の実施後においても公表しないものとする。」と規定した試験問題提供計画を定め、その旨を 2019 年 1 月 21 日付け「2019 年度の試験問題の提供について」により、各道府県及び政令指定都市人事委員会事務局長等あて通知している。

今回の審査請求の件に対してセンターに確認したところ、「試験の実施後においても公表しないものとする。」とは、条例に基づく公開請求に対しても非公開にすることを含んでおり、公開した場合には、今後、実施機関はセンターから試験問題の提供を受けられなくなるとの回答があった。

現在、実施機関が実施している採用試験は、行政A(一般事務職)のほか、行政Aの技術・資格免許職、行政B(高卒程度)などがあり、これらの試験において、令和元年度は、センターから提供を受けた問題を延べ741問出題している。

仮にセンターから試験問題が提供されない場合、これらの試験問題を 独自に作成しなければならなくなるが、実施機関の現在の人員体制では、 これら全ての試験問題を独自に作成することは極めて困難である。

試験問題作成に伴う新たな人員の確保や経費負担が必要となるが、このような体制等は容易に確保できるものではなく、今後の採用試験業務等の円滑・適正な事務の遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

ウ結論

以上のことから、条例第6条第6号に該当すると認められるため、本件対象公文書のうち、センターから提供を受けた試験問題について実施機関が非公開とした決定は妥当な判断である。

(2) 条例第6条第2号該当性

ア 試験問題の性質

センターから提供を受けた試験問題は、センターがその専門的能力で作成した知的生産物であり、それは、実施機関の所有物ではなく、実施機関はその使用について作成者から許諾を受けているに過ぎない。この許諾では、当該問題をある特定の期日になされる試験において利用する権利が認められているに過ぎず、それ以外の方法で試験問題を利用する

ことを実施機関に認めるものではない。

したがって、試験問題自体が事業上の価値を有するノウハウであり、 提供を受けた団体がその責務に反して公開することは、センターの正当 な利益を害するおそれがある。

イ 法人の事業への影響

センターは、毎年 1,500 を超える道府県市町村等に試験問題を低価格で安定的に提供しているが、これらを継続するには試験問題の加工修正、 再利用が不可欠であり、試験問題の非公開が前提になる。

問題を公開すると、過去に出題した問題から今後の出題傾向が容易に推定され、採用試験等で求める受験者の潜在的能力を的確に判定することができなくなるため、公開された試験問題を加工修正して再利用することは困難である。

したがって、試験問題を公開した場合、試験問題を低価格で安定的に 提供するという、センターの事業に悪影響を及ぼし、正当な利益を害す るおそれがある。

ウ結論

以上のことから、条例第6条第2号にも該当すると認められるため、 本件対象公文書のうち、センターから提供を受けた試験問題を実施機関 が非公開とした決定は妥当な判断である。

4 結語

以上のとおり、実施機関の行った変更処分については、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和元年度に実施した兵庫県職員採用試験(行政A (大卒程度)・一般事務職)の教養試験問題、専門試験問題及び論文試験問題である。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条 第6号に該当するとして全部を非公開とする原処分を行ったところ、審査 請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して実施機関は、本件審査請求を踏まえ、本件対象公文書の一

部を公開する変更処分を行ったが、その余の部分については条例第6条第2号及び第6号に該当し、なお非公開とすべきとしていることから、その非公開部分の妥当性について検討する。

2 条例第6条第6号について

実施機関が非公開とした部分は、教養試験問題及び専門試験問題のうち、 センターから提供を受けた試験問題の部分である。

実施機関の説明によると、センターは、2019年度における職員採用試験の試験問題及び正答を提供するにあたり、提供を受けた団体の責務として「提供を受けた試験問題等は、試験の実施後においても公表しないものとする。」と規定した試験問題提供計画を定め、各道府県人事委員会事務局長等あて通知している。

また、本件審査請求を踏まえ、実施機関がセンターに確認したところ、「試験の実施後においても公表しないものとする。」とは、条例に基づく公開請求に対しても非公開にすることを含んでおり、公開した場合には、今後、実施機関はセンターから試験問題の提供を受けられなくなる旨、書面で回答があった。

当審議会が当該書面を確認したところ、実施機関は、センターの賛助会員として試験問題の提供を受けているが、試験問題を公開した場合には、 賛助会員を除名され、センターから試験問題の提供を受けられなくなる旨が記載されていた。

このような状況を踏まえると、非公開部分を公開した場合、今後、実施機関はセンターから試験問題の提供を受けられなくなり、実施機関は、本件審査請求に係る試験問題だけでなく、センターから提供を受けている多数の試験問題(令和元年度であれば 741 問)を独自に作成しなければならなくなるが、実施機関の現在の人員体制では、これら全ての試験問題を独自に作成することは困難であり、試験問題の作成に伴う新たな人員の確保や経費負担が必要となる。しかしながら、このような体制等は容易に確保できるものではないことから、非公開部分を公にすることにより、今後の採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該非公開部分は、条例第6条第6号に該当し、同条第2 号について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右

するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審議の経過

年 月 日	経過
令和2年3月31日	・諮問書の受領
	・実施機関の弁明書を受領
令和2年4月30日	・審査請求人の意見書を受領
令和2年7月20日	・実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
第1部会(第68回)	• 審議
令和2年8月24日	• 審議
第1部会(第69回)	
令和2年8月25日	・答申

主に調査審議に関与した委員

委 員

情報公開‧個人情報保護審議会 第1部会

吉

浩

部会長井上典之委員後藤玲子委員佐倉里司

委員園田 寿

申